

盛岡市地域包括支援センターシステム用端末機器等賃貸借仕様書

1 賃貸借機器等

- | | |
|------------------|-----|
| (1) パーソナルコンピューター | 27台 |
| (2) プリンタ | 20台 |
| (3) ソフトウェア | 一式 |

※機器等の詳細は、別紙「機器等内訳書」のとおり

2 導入作業等

- (1) 納入場所については、別紙「配備先内訳書」のとおりとする。ただし、配備作業前に長寿社会課に確認を行い、その指示に従うこととする。
- (2) 当該機器の納入は、搬入、設置、接続、通信確認等を含み、盛岡市として使用可能な状態をもってそれと認めるものとする。なお、OSの基本的な設定についてもこの契約に含むものとし、必要な情報については事前に長寿社会課に確認を行い、その指示に従うこととする。
- (3) 当該機器のうち、デスクトップPCに係る設定作業等については、別紙「端末設定等」のとおりとする。

3 保守

- (1) 当該機器の保守及び故障修理等に係る経費については、盛岡市の使用に問題があった場合を除き、交換部品等を含めて、すべてこの契約に含むものとする。
- (2) 故障修理等の対応については、盛岡市からの申し出に基づいて、速やかに技術員を派遣し、正常な状態に回復させることとする。また、回復に日数がかかる場合には、一時的に代替となる機器と交換するなど、使用者の業務に影響の出ないようにすること。
- (3) 保守等の作業に際しては、その都度作業報告書を提出して、現場又は長寿社会課の職員の確認を受けることとする。

4 その他

- (1) 賃貸借期間終了後、機器の引き上げ（搬出・撤去）は受注者が行うこと。
- (2) 機器の引き上げ後、機器に格納されていたデータは、復元ソフトウェア等を用いても抽出できないよう完全に消去するものとし、作業後にデータ消去証明書を提出すること。
- (3) 契約締結日の属する年度の翌年度以降において盛岡市の歳出予算におけるこの契約に係る予算額の減額又は削除があった場合、盛岡市はこの契約を変更又は解除することができるものとする。
- (4) 設置作業にあたっては、事前に工程表を作成のうえ、長寿社会課と協議を行い、了解を得たうえで行うこと。
- (5) この仕様書に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議のうえ決定することとする。